

資料 2

令和3年9月 29 日



守山市 記者提供 資料

担当部署	ICT 政策課
担当者	吉原
電話	077-582-1124
FAX	077-582-9444

公共施設予約システムを導入・運用します！

趣旨・目的

スポーツ施設や公民館などにおいて、利用者の利便性向上や申込時の混雑緩和・密集回避のため、パソコンやスマートフォンなどから空き状況の確認や予約ができる「公共施設予約システム」を導入します。

※公共施設の貸館予約は、現在、施設窓口で受付けており、（感染防止対策を行っているものの）コロナ禍の中、施設によっては予約開始日に多くの人が並ばざるを得ないなど、市民の皆様にご負担をおかけしいところ です。ICT化によるスムーズな予約とともに、各施設の稼働率向上を図ります。

●システムでできること

	使える者	利用開始
	すべての者	10月1日（金）～
	利用者登録が有る者	10月4日（月）～

●システム導入施設（市内 24 公共施設）

各公民館、地域総合センター、市民交流センター、エルセンター、もりやまエコパーク交流拠点施設、美崎公園、守山町公園テニスコート、立入河川公園、あまが池プラザ、うの家、駅前コミュニティホール、駅前東口スポーツ広場、市民ホール（一部）、市民運動公園、市民体育館、ビックレイク、大庄屋諏訪家屋敷、下之郷史跡公園、図書館

●その他

スマートフォンなどの利用に不慣れな人（お持ちでない人を含む）には、各施設で予約などのサポートを行います。

公共施設予約システムの導入・運用について

スポーツ施設や公民館などにおいて、利用者の利便性向上、申込時の混雑緩和・密集回避のため、パソコンやスマートフォンなどから空き状況の確認や予約ができる「公共施設予約システム」を導入します。

この予約システムでは、窓口において書面（申請書）により行っていた予約受付を、WEB（スマートフォン等）で行えるよう手続き手法を変更するものです。

これまで各施設が行ってきた運用方法には、原則変更ありません。

- ・例えば、「学区民の集い」など施設が主催する行事や、市民体育館などの「利用調整」、市民交流センターの「年間登録団体」などの利用は、従来どおり各施設にて対応します。
- ・「何か月先の予約ができるの？」についても、これまでから各施設が行っていた運用と同じです。

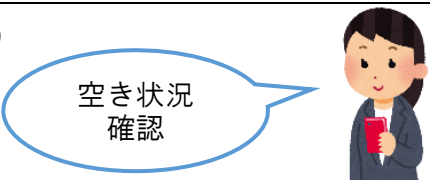
例1 公民館等であれば、2か月先の予約が可能。

例2 運動施設であれば、2か月先（市内）の予約が可能 ※市外は1か月先

スマートフォンなどの利用に不慣れな人（お持ちでない人を含む）には、各施設で予約などのサポートを行いますので、ご安心ください。

1 システムで出来ること

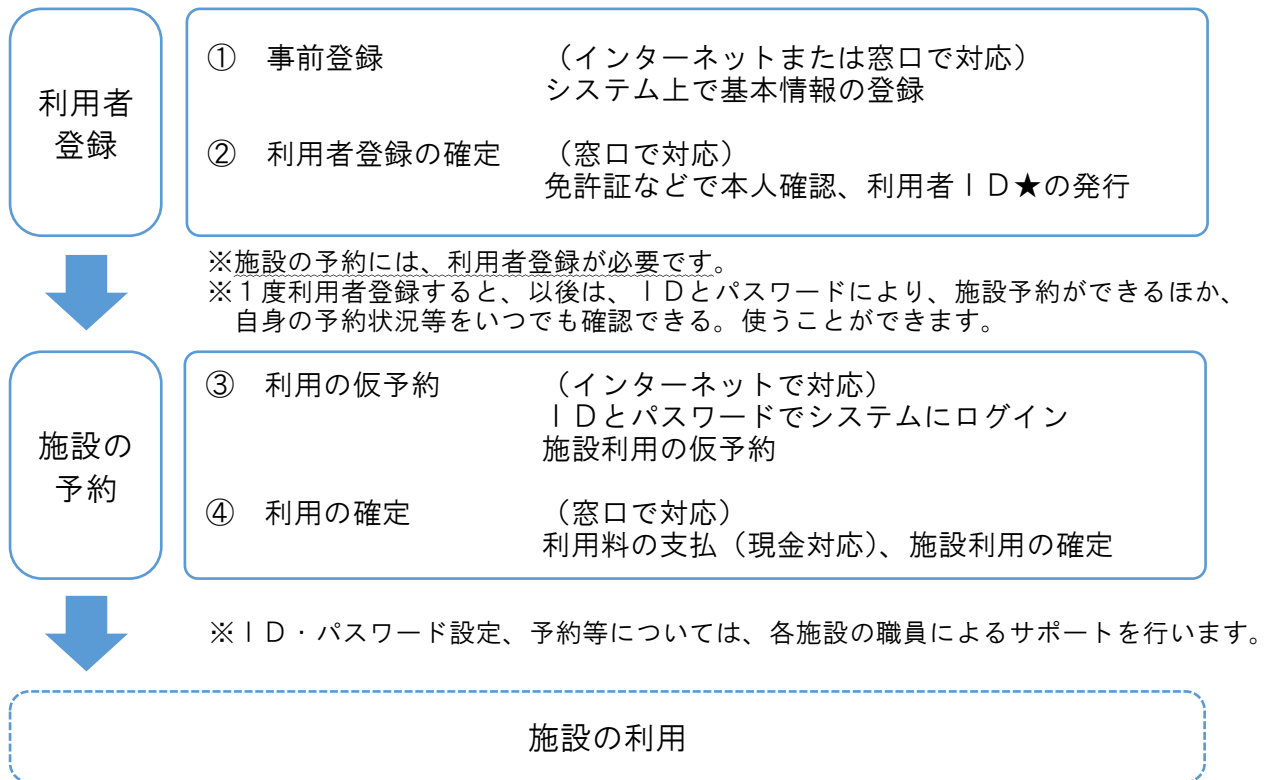
※画像はイメージ

	使える者	利用開始
(1) 	すべての者	10月1日（金）～
(2) 	利用者登録が有る者	10月4日（月）～

※未登録者であっても、「空き状況確認」は行えます。

2 システム利用の流れ

★ I D (Identification) = 本人を識別する番号



3 I D の運用について

(1) I D は、すべての施設で共通です。

※複数施設を利用される場合でも、施設毎に作る必要はありません。

(2) 【文化施設】は、団体での利用が想定されていますので、団体 I D のみ発行します。

※個人 I D は発行できません。

(3) 【運動施設】は、団体および個人での利用が想定されていますので、団体 I D ・個人 I D をお作りいただけます。※個人 I D では、【文化施設】のご利用はできません。

(4) 新規 I D 発行に際しては、必ず本人確認を行います (利用する施設の窓口にて)。

(5) 施設によって運用が異なりますので、営利目的利用等ができない施設もあります。

(6) 発行する I D (例) は次のとおりです。 ※ハイフン (—) は入力しない

